

平成25年度 第1回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成25年10月4日（金）午後1時30分～午後3時30分

会場：新潟市役所 第1分館 1階 1-101会議室

出席委員：飯塚委員、植木委員、大竹委員、森委員、山賀委員、山岸委員、山田委員

（出席者7名 欠席0名）

事務局出席者：こども未来課 堀内課長、小沢課長補佐

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

地域と学校ふれあい推進課 西脇副参事

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

委託業者：(株)新潟富士薬品・アシスト(株)共同事業体 田口研究員、五十嵐研究員補佐

傍聴者 有1名

会議内容

1 開会

○小沢こども未来課長補佐

それでは、ほぼ定刻となりましたので、これより新潟市子ども子育て会議、第1回目の放課後児童クラブ検討部会を開会致します。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私、こども未来課の小沢と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。

本日の部会についてでございますけれども、会議録を作成する都合上、会議内容について録音させていただきますことをあらかじめご了解いただきたいと思います。それから当部会につきましては公開ということになっておりますので、本日1名の傍聴者においていただいておりますことをご報告させていただきます。

はじめに、こども未来課長堀内よりごあいさつさせていただきます。

2 こども未来課長挨拶

○堀内こども未来課長

皆さま、こんにちは。

（「こんにちは。」の声あり）

こども未来課の堀内と申します。皆さまには、この放課後児童クラブ部会の委員をお引き受けいただきまして、そしてまた本日お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。平成27年の4月にスタートする子ども・子育て支援新システムにつきまして、国でも子ども・子育て会議への議論が進められているところでございます。新潟

市でも、地方版の新潟市子ども・子育て会議というものを設置しまして、9月4日に第1回、10月1日に第2回と、急ピッチで会議の開催をしているところでございます。ニーズ調査も実施するというところで、この子育て会議で具体的な事項の検討を進めるために、部会を三つ設置するというところで、この放課後児童クラブ検討部会というのがその一つになるわけでございます。この部会では、運営上のいくつかの基準が、今後国のほうから示されますので、下が今度それを条例化していくという、そういう作業でございます。新制度の法定の13事業の中で最もボリュームのある話し合いが必要となってくるのではないかなと考えているところでございます。これにつきましても今国では、5月の末の第1回の部会から、それからつい今週の月曜日、9月30日の第4回まで部会を開催しておりまして、そろそろ次の部会で何か骨格が見えてくるのではないかなと思っているところでございます。新潟市でもそういうものを今後注視しながら、新潟市として放課後児童クラブは、本当にますます児童数が増えていく大変なときでございますけれども、子どもたちにとってどういうふうなよいクラブにしていくのかというところを、この部会でまた皆さまのご意見をいただきながら、そしてニーズ調査も参考にしながら進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

○小沢こども未来課長補佐

それでは会議を進めてまいりますけれども、子ども・子育て会議本体会議におきまして、会長の指名を受けまして、本部会におきましては2名の臨時委員にご就任いただきました。植木委員、山岸委員のお二方になりますけれども、大変失礼ながら委嘱状につきましてはお席のほうに置かせていただきましたのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは進めてまいります。子ども・子育て会議条例第9条3項におきまして、部会長につきましては本体会議の会長が指名するということになっております。先の11月1日の第2回目の子ども・子育て会議におきまして森会長より、放課後児童クラブ検討部会部会長には植木委員が指名されましたので、植木部会長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

3 部会長挨拶

○植木部会長

どうぞよろしくお願い致します。植木でございます。僭越ながら指名ということで部会長を引き受けさせていただきました。臨時委員という立場ではございますけれども、この会議に先立ってあり方懇談会というのがありまして、そこで各方面の現場の方からさまざまな意見をお聞きすることができました。そこに私も参加をしておりましたので、そのときの様子なんかもまたお伝えしながら、あるいは反映させながら、そしてこの放課後児童クラブの条例というのは、これは画期的出来事です。要するに国の基準がなかったわけです。しかしこれだけ数が増えて、もう基準なしではいられないだろうということで、そして国では基準を示すけれども、しかし市町村の事業だからそれは市町村で条例をきちんと

作りなさいというようなことで、今この会議ということになろうかと思えます。なるべく忌憚（きたん）のない意見の交換ができるように進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

4 委員自己紹介

○小沢こども未来課長補佐

ありがとうございました。続きまして本日、第 1 回目の部会でもございますので、委員の皆さまからひと言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。飯塚委員のほうから時計回りをお願い致します。

○飯塚委員

飯塚でございます。新潟市の青少年育成協議会の会長を十数年務めまして、今顧問をおおせつかっております。よろしくお願い致します。

○大竹委員

民生児童委員協議会青少年・児童部会の部会長をしております大竹真理子と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○森委員

新潟市立上所小学校校長の森正司と申します。新潟市小学校長会の会長をしております。よろしくお願い致します。

○植木部会長

植木信一でございます。所属は新潟県立大学です。児童福祉を専門分野としておりますので、その方面からの発言ということです。どうぞよろしくお願い致します。

○山賀委員

山賀亮一と申します。新潟市の PTA 連合会の副会長を務めておりますが、私個人としての所属は今、障がい者の施設を運営しております。施設長をやっております。ポプラの家の所長をしながら、事業としても障がい児の放課後支援事業というものを 17 年からやっておりますので、そういう視点からもまたいろいろ考えさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○山岸委員

西区の西内野小学校で地域教育コーディネーターをしています山岸といいます。よろしくお願い致します。放課後ふれあいスクールのほうの運営主任もしております、それから地域のほうでもコミ協の事務局をしております。よろしくお願い致します。

○山田委員

山田美香と申します。新潟市の子ども・子育て会議で公募委員をやらせてもらっています。子どもは小学校の 1 年生、あと幼稚園の年中と、あと 1 歳児、3 人の母親をしております。夏休みの 8 月 1 カ月間はひまわりクラブに子どもを通わせておりました。よろしくお願い致します。

5 事務局・関係者紹介

○小沢こども未来課長補佐

皆さま方、どうもありがとうございました。続きまして私のほうから事務局側の職員を紹介させていただきます。まず、改めましてですけど、こども未来課長堀内でございます。

○堀内こども未来課長

堀内です。よろしく申し上げます。

○小沢こども未来課長補佐

続きまして、新潟市における放課後こども教室の所管をしております、教育委員会の地域と学校ふれあい推進課西脇副参事でございます。

○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

西脇でございます。よろしくお願い致します。

○小沢こども未来課長補佐

続きまして、こども未来課の直接の担当係長になります本間でございます。

○本間育成支援係長

本間です。よろしく申し上げます。

○小沢こども未来課長補佐

それから担当の高野でございます。

○高野育成支援係主査

高野です。よろしくお願い致します。

○小沢こども未来課長補佐

同じく金子でございます。

○金子育成支援係主査

金子です。よろしく申し上げます。

○小沢こども未来課長補佐

また関係者と致しまして、本市の放課後児童クラブの指定管理者をしていただいております、新潟市社会福祉協議会の地域福祉課長高橋でございます。

○高橋市社協地域課長補佐

新潟市社協の高橋です。よろしくお願い致します。

小沢：それから、本会議におきましては、ニーズ調査や議事録作成などの面でサポートをお願いしております、株式会社新潟富士薬品・アシスト株式会社協同企業体の田口さまです。

○田口研究員（㈱新潟富士薬品・アシスト㈱共同事業体）

田口です。よろしく申し上げます。

○小沢こども未来課長補佐

五十嵐さまです。

○五十嵐研究員補佐（㈱新潟富士薬品・アシスト㈱共同事業体）

五十嵐です。よろしくお願い致します。

○小沢こども未来課長補佐

最後に、改めて私はこども未来課の小沢と申します。どうぞよろしくお願い致します。

6 子ども・子育て会議内容報告

○小沢こども未来課長補佐

それでは次に、次第の6に入らせていただきます。次第の6、子ども・子育て会議の内容報告につきまして、このたび初参加の臨時委員の方もいらっしゃいますので、9月4日に第1回、10月1日に第2回の子ども・子育て会議本体会議のほうを開催させていただきましたので、その会議の内容について事務局から報告させていただきます。

○本間育成支援係長

それでは私のほうから説明をさせていただきます。座って失礼させていただきます。特に資料をご用意していないので、口頭でのご報告とさせていただきます。まず、9月4日の第1回の内容ですけれども、まず会長の選出が行われました。委員の互選によりまして、本部会にも出席いただいております森委員のほうから会長として選出されました。続きまして副会長につきましては会長が指名するということになっておりますので、森会長のほうから新潟市母子福祉連合会会長の菊地委員が副会長に指名されました。続いて事務局のほうから、子ども・子育て支援新制度の説明を行いまして、さらに部会の設置についてご承認いただいたところです。部会に所属する委員と、その時点において決定しておりました臨時委員につきまして会長のほうから指名をされました。続きましてニーズ調査について事務局のほうから説明をしまして、委員のほうからは、調査票は回答者に分かりやすくすべきですと。あと、回答してもらえるような工夫をすべきですと。あと、正確な手続きで調査するべきですといったような点が出されまして、事務局のほうで精査のうえ、第2回の会議の際に改めて提案するということになりました。

ここで放課後児童クラブ検討部会の設置につきまして詳しく説明したいと思いますので、資料の1をご覧くださいと思います。まず設置の趣旨ですけれども、既にご承知のところですが、昨年8月の子ども・子育て関連3法の成立を受けまして、平成27年4月から支援新制度の本格的なスタートが予定されているところです。放課後児童クラブにおきましては、対象児童の拡大、設備・運営基準を市の条例に定めるということになっております。

条例の制定にあたりましては国の示す基準、地域の実情やニーズを踏まえまして定めるということになっております。そういった基準を検討していただくために、新潟市子ども・子育て会議は三つの部会を設けさせていただきましたけれども、その一つとして本部会を設置していただいたところです。続きまして構成ですけれども、委員につきましては別紙名簿のとおり、本会議の委員が5名、臨時委員が2名、計7名で構成しております。さらに部会で必要であると認めるときは、関係者に資料の提出、説明、その他必要な協力を求

めることができます。3番目の主な検討事項ですけれども、指導員の資格や施設・設備、開所時間、利用料金などについて検討いただきたいと考えております。2面のスケジュールをご覧いただきたいと思います。案ということで示させていただいております。表の3段目が放課後児童クラブ検討部会のスケジュールとなっております。本日が第1回目ということですので、放課後児童クラブの現状について参考にしていただきたいと思っております。2回目以降、具体的に条例に定める基準について検討していただくことになっております。今年度につきましては、本日を含め4回の部会を開催する予定とさせていただいております。

続きまして、今週火曜日に行われました第2回目の子ども・子育て会議の内容についてご説明致します。まず会長のほうから各部会の部会長、および、1回目の会議で選定中でありました臨時委員の指名を行いました。各部会長につきましては、本部会につきまして植木委員、あと幼保部会につきましては新潟県立大学の人間生活学部子ども学科准教授の小池由佳委員が指名されております。その他の地域ネットワーク部会につきましては、新潟医療福祉大学の非常勤講師の鈴木昭委員がそれぞれ指名されております。

引き続き、ニーズ調査票について検討が行われたところです。ここでニーズ調査について簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、本日上にお配りしました資料7-1をご覧いただきたいと思っております。27年4月から本格的にスタートを予定されております、新潟市の子ども・子育て支援事業計画に、地域の子ども・子育て支援事業の量の見込みを記載することとされております。量の見込みは、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定するということになります。それで、今後の利用希望を把握するためにニーズ調査を行わせていただくというものでございます。調査につきましては、国の示す基本方針、調査票、このひな型に基づきまして各市町村が実施するということになっております。放課後児童クラブの報告につきましては、国の方針では5歳以上の就学前児童のいる世帯へ調査というものが必須とされております。小学生のいる世帯の調査は、市町村の任意で行われているところですが、新潟市におきましては、保護者が実際に子どもの成長を経験しないと、子どもの生活パターンとか心身における成長や行動力を把握できないというふうに思われることから、小学1年生から6年生までの子どもがいる世帯につきましても対象として調査を行うことと致しました。調査票は就学前児童の保護者用の調査票、資料7-2です。それから、小学生の保護者用の調査票、資料7-3、この2種類ございます。放課後児童クラブに関する報告につきましては、就学前のものが13ページから、小学生保護者用が6ページから、それぞれ関係する項目がございまして、開所時間に関する希望とか、高学年における利用希望など、そういった設問を設定させていただいております。

お手元にお配りしました調査票は、確定版ではなくて、先日第2回の子ども・子育て会議で出されました様々な意見、そういったものを反映させた後確定となります。調査票を確定したのち、無作為に対象者を抽出しまして、10月末に調査票を発送し、11月に回収して集計を行ってまいります。来年1月に本部会の第3回目の部会を予定しておりますけれ

ども、その際には単純集計結果をご報告できる予定となっております。ニーズ調査の結果などを踏まえて、条例に定める基準についてご検討いただくこととなります。簡単ではありませんけれども、以上で子ども・子育て会議の報告とさせていただきます。

小沢：今ほどの事務局からの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより後につきましては、いよいよ議事に入らせていただきます。これより先の進行につきましては、植木部会長のほうによろしくお願いしたいと思います。

7 議事

(1) 放課後児童クラブの現状について

○植木部会長

分かりました。それでは次第の 7 です。議事が三つ設定されております。それぞれについて事務局より説明をいただき、そしてその内容に関する質疑、これをいただき、そしてその次に皆さん方からそれに関する感想等、あるいはご意見等の交換をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い致します。それではまず議事の(1)放課後児童クラブの現状についての資料説明をお願い致します。

○本間育成支援係長

それでは私のほうから引き続き説明をさせていただきたいと思います。まず、資料 2 をご覧いただきたいと思います。児童福祉法の改正に伴う放課後児童クラブ健全育成事業の変更についての内容となっております。表紙をめくっていただきまして、図のほうをご覧いただきたいと思います。この図は新潟市の放課後児童クラブの現状を示しているものでございます。現在一応 4 種類の形態が存在しているものと思われま。まず左上の囲みですけれども、現在のひまわりクラブ条例に基づきまして設置・運営されている公設の放課後児童クラブ、ひまわりクラブについての内容です。現在は 80 クラブ、102 施設ございます。今年の 5 月現在の登録児童数は 5,902 人というふうになっております。施設自体は市のほうで用意し、管理・運営は新潟市社会福祉協議会に委託しております。運営内容については社会福祉協議会のほうで決定をするということです。次に右上の記述をご覧いただきたいと思います。民設クラブ(補助)とあります。これは市からの補助金を受けまして運営していただいているというものです。現在 15 クラブあります。5 月現在、327 名の児童が登録されております。この制度が始まった経緯と致しましては、大規模化したひまわりクラブ、これを解消する対策として、園児の教育時間がおおむね午後 2 時で終了致します私立幼稚園に対しまして、市のほうから打診をしてご賛同いただいた四つの幼稚園から、平成 17 年度から放課後児童クラブを運営していただいております。この大規模対策というクラブが現在では 8 クラブまで増えております。

さらに近年では、公設のひまわりクラブが開設できない。開設要件としては継続的に 40 人以上利用が見込まれるという要件を市のほうで設定しているんですけども、その開設

要件を満たすことができない小規模の小学校におきまして、この補助金を活用した放課後児童クラブが開設されております。こちらにつきましては現在 7 クラブが開設されております。こちらの運営主体と致しましては、保護者会とかコミュニティー協議会とか、そういった団体が運営をあたっております。この補助金方式の民設クラブにつきましても、公設のひまわりクラブに準ずる運営を行うよう要請しているところです。また施設につきましては各運営者から用意していただくという制度になっております。次に左下をご覧くださいと思います。民設クラブ（委託）というものです。こちらは7クラブございます。こちらにつきましてはNPO法人、社会福祉法人、こういった団体に新潟市が委託をして運営していただいているというものです。7クラブ中5クラブにつきましては、秋葉区内の旧新津地域で運営されているクラブです。合併の経過で民設のクラブに放課後倶楽部を委託をしているというかたちになっております。他の二クラブにつきましては西区にあります有明児童センターの中で運営されている青山児童クラブ、あと南区にあります大通学童クラブ、この2クラブとなっております。運営のないようにつきましてはひまわりクラブに準ずる内容ということで委託契約を結んでおります。秋葉区内の5クラブとか青山児童クラブにつきましては、現在既に6年生まで受け入れております。柔軟な運営が可能になっているという反面、利用料金のほうが公設に比べて割高であったり、ちょっと大規模化していると、そういったクラブもあるというのが現状でございます。施設につきましてはやはり各運営者から用意していただいております。最後に右下の、市が関与していない民設クラブは、今のところわれわれが把握しているのは二つのクラブがあるんですけども、こちらにつきましては放課後児童クラブというよりは民間の学童保育サービスという位置付けになるのかもしれませんが、一応把握しているところで2カ所ございます。一つが、新潟市内に4カ所のスイミングスクールを運営している株式会社で、その中で東区にありますスイミングクラブ、こちらで学童クラブを開設しております。こちらにつきましては保護者の就労を要件とはしておりません。スイミングとか学習塾的な要素を取り入れており、独自の料金体系で運営をしております。もう1カ所が社会福祉法人が保育園の中で運営をしております。主に保育園の卒園生を対象に受け入れているというものでございまして、開設場所が北区の南浜小学校区内で開設をしております。南浜小学校の公設の開設基準を満たさない小規模の学校となっております。この2クラブに対しては市のほうで補助金制度があるということを説明したところですが、自由な運営を望んでいるということで、今のところ市の管理はないというような状態です。現行の社会福祉法では、20人以上の放課後健全育成事業を行う場合は、第2種社会福祉事業ということで開始後1カ月以内に市への届け出が必要となっております。どちらのクラブも20人に満たないという状況で、届け出も関与もないというような状況になっております。ただ改正児童福祉法では、20人未満のクラブにつきましても届け出が必要になるという予定になっております。これらのクラブが条例の適用外になるのか、今後見極めていく必要があるというふうに考えているところです。このように今現在、放課後児童クラブとしては四つに分類

されます。

次のページをご覧くださいと思います。児童福祉法の主な改正点について説明を致します。昨年の8月に児童福祉法が改正されまして、まだ施行日につきましてははっきりというか正式に決まっておられませんけれども、先日消費税の増税が発表されましたので、施行日については当初の予定どおり27年4月施行というのが濃厚と思われます。主な改正ですけれども、対象者につきましては今現在小学校3年生までというものが6年生まで拡大されます。あとは届出制につきましては先ほど触れましたけれども、事業開始前に市長に提出というふうになります。条例につきましては、今のところ条例設置義務はないんですけれども、今後は基準を条例で定めていくというふうになっております。指導員につきましても、厚労省の示しておりますガイドラインでは、望ましい資格のみが示されておりますけれども、その指導員はどういったかたがた、また指導員の人数につきましては、今後厚労省のほうから基準が示されまして、それに従い条例化するという流れになっております。施設、設備につきましては、今のところ1人当たり1.65平米以上が望ましいというガイドラインだけですけれども、こちらにつきましても上のほうが基準を示しまして、それを受けて参酌というかたちで条例化をしていくということになっております。主な改正点は以上でございます。

最後のページをご覧くださいと思います。これは児童福祉法改正後、条例施行後の新潟市における放課後児童クラブについてになっております。市としては各基準を盛り込んだ「放課後児童クラブについて」の条例を設けなければなりません。繰り返しになりますけれども、指導員の配置基準とか施設の基準、こちらにつきましては国のほうで基準が示されますので、それを踏まえて定めていくというものになります。サービス水準、例えば開所時間でとか、そういったものにつきましてはニーズ調査、そういったものの結果を踏まえまして条例に反映させていくという予定にしております。あと利用料金、新潟市では減免制度も取り入れておりますので、そういったものも条例の中に盛り込んでいかなければいけないのかなというふうに考えております。そういった基準をこのように変えて検討していただくということになっております。この中で条例適用外というのも右のほうに書かせていただいておりますけれども、そちらにつきましては届出が必要になるかどうかということも国のほうに確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、A3の資料3をご覧くださいと思います。ひまわりクラブの制度改正に向けましたロードマップというものでございます。法の施行日がまだ確定していませんけれども、27年4月を想定したスケジュールとなっております。上のほうは国の動き、2段目が新潟市の動きというふうになっております。放課後児童クラブの他に、新潟市としては子ども・子育て会議で子育ての計画を立てなければならないということで、あとは法律の改正によって求められているところです。

先ほど堀内課長のほうからも説明がありましたけれども、4月に国の子ども・子育て会議が設置されまして、基本指針の策定に向けて今議論が行われているところです。新潟市に

おきまして9月に設置をして検討が始まったというものでございます。中段の黒網掛けのところから放課後児童クラブのスケジュールというものになっております。放課後児童クラブのところ、平成24年度のところの記載、1月から今年の5月まで、放課後児童クラブあり方懇談会を設置させていただきました。植木部会長のほうからもご参画いただきまして、3回開催して放課後児童クラブの方向性などについて検討させていただいたところでは、その検討内容とか国の示す基準、そういったものを含めましてこれから素案を作成していくという流れになってございます。放課後児童クラブの基準については市の条例を設けていくことになるわけですけれども、今のところ26年9月の議会で提案をする予定にしております。最終的に27年4月に向けまして、いろいろな取り組み、制度を定めていくというスケジュールになってございます。

資料4につきましては、量が多いですが説明文をご覧いただいていると思いますので、省略させていただきます。

○植木部会長

(1) は終わりましたか。

○本間育成支援係長

(1) は以上です。

○植木部会長

じゃあ一つずつ確認をして、後で三つまとめてまた確認を致しましょう。今、議事の(1)の放課後児童クラブの現状についての国の機能、若干の国の動きを含めた説明をいただきました。後でまたまとめてご質問を受け付け致しますけれども、まずこの点についての確認事項等ございますでしょうか。私からいいですか。二点。

○本間育成支援係長

はい。

○植木部会長

一点は、民設クラブの補助の15クラブ、これは第2種ですか。第2種社会福祉事業。補助の件、15クラブの。ひまわりクラブと民設の委託、これは当然第2種ですよ。民設の補助のやつ。

○本間育成支援係長

20名以上のクラブにつきましては第2種になっております。

○植木部会長

なるほど、そこで区分しているということですね。そうすると第2種社会福祉事業も含まれるということですね。言葉の使い方として、放課後児童クラブという場合は、おそらく厳密には第2種社会福祉事業に指定されるものを厳密には言うと思うんですけども、ややその辺りがあいまいになっているので、回を重ねながら少し整理をしていくと議論がしやすいかなというふうに思います。民設の二クラブ、ハテナというやつ、このハテナというのがなんだかハテナですけど、これは当然そうした法律に基づかない民間のサービス

というふうに位置付けられるということですね。それからもう一点は、国の動きとリンクしながらこの部会も進めていかなければいけませんね。そうすると次回は11月に予定されているわけですね。その11月の時点で、その国の要するに基準作りの社会保障審議会、これの動きがどこまで進ちよくしているかによって、11月のわれわれの議論の内容にまた差が出てくるかなというふうに思うんですが、その辺りの見通しというのは何かあるんですか。もう国の話がある程度のところまでまとまってきて、それを受けて11月に次回やりますと。きょうはまあ説明になるわけですけど、11月から議論をしていかなければいけないわけですね。その辺りは大丈夫ですか。

○本間育成支援係長

(3)のほうで国のほうの検討内容を今説明する状況になると言ったんですけれども、今のところ第4回まで国のほうでは専門委員会が開催されております。国のほうの第5回の会議が10月23日に開催予定とされておりますけれども、その会議である程度の事務的なものが見てくるというものもありますので、そういったものを参考に新潟市として基準作りを早めにとりうふうに考えます。

○植木部会長

分かりました。いかがでしょうか、他に。ご質問ございますか。じゃあまた後ほど包括的にご質問ください。それでは(2)の、新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会の内容報告の説明をお願い致します。

(2) 新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会内容報告

○本間育成支援係長

それでは資料5をご覧くださいと思います。児童福祉法の改正などを踏まえまして、新潟市における公設、民設を含めた放課後児童クラブのあり方、または方向性について関係者の皆さまから意見を聴取致しまして、今後の条例の制定に反映をすると、させていくということを目的に、今年の7月に新潟市放課後児童クラブあり方懇談会ということで設置を致しました。この1枚目の裏面のほうに、構成の委員の名簿、また、開催日を記載させてもらっております。放課後児童クラブを生活の場としている児童の健全育成という観点、または仕事と子育てを両立する保護者の支援という観点、または実際に放課後児童クラブを運営する事業者の観点、そういったさまざまな立場の皆さまの意見をちょうだいするというところまでできたというふうにとらえております。表面に戻っていただきまして、各項目について意見をちょうだいしたところです。対象児童、運営とか、規模、設備、開設時間、そういったものを記載のとおりさまざまな意見をいただいたところです。運営につきましては、例えば民設の運営の方法、今現在新潟市では委託とか補助という2形態がありますけれども、そういったものの統一が必要なかどうか。民設クラブへの施設整備の補助や、そういったさまざまな角度からご意見をいただいたところです。開設時間につきましては、ここのところは希望がいろいろ出るとかなというところで、少し確認をしております。

ます。今のところここで聞いている要望としては、保育園並みという要望が多いということも聞いておりますけれども、これにつきましてはニーズ調査で把握していきたいと考えております。また現在利用料金につきましては月額 6,900 円となっておりますけれども、例えば仮の話、開設時間を延長した場合は、その分延長料金を設定したほうがいいんじゃないかと、そういった意見も何件かあります。あとは指導員ということで、なかなか今現在も社会福祉協議会さんのほうで指導員の確保が難しいという状況の中で、やはり指導員の待遇改善が必要なのではないかというような意見もいただいたところです。詳細なやり取りにつきましては、2 枚目以降に記載をしているところです。以上、簡単ですが、既にご覧いただいていると思いますので、意見等ちょうだいいただければと思います。以上です。

○植木部会長

このあり方懇談会の総括の報告書、これはたたき台になるわけですね、一つの。たたき台の一つになるという意味では、具体的で重要な資料になるかなというふうに思います。きょうは簡単な説明でしたけれども、次回以降この内容も含めて一つ一つ議論していくとかたちになりますので、そこでまた詳しい事務局からの説明があるというふうに思います。さていかがでしょうか。今の説明の範囲内で、あるいはそれに補足する部分で質問等ございますでしょうか。

利用料金の延長料金というのは、これが保育園並みの開設時間を設定したとして、それに準じたうえで延長保育を行った場合の延長料金ということであって、現状のひまわりクラブが保育園並みの開設時間に変更されたとして、その差の分を延長料金を取るということではないということです。私の言っている意味分かりますでしょうか。

○本間育成支援係長

他の政令市とかで見ましても、延長した分だけの料金をいただくところもありますし、その辺りも検討していきたいです。

○植木部会長

そうですね。そうですね。その辺りの議論もこの部会でできるということですね。分かりました。さていかがでしょうか。よろしいですか。それでは(3)の国の専門委員会の検討内容についての説明をお願い致します。

(3) 国の専門委員会の検討内容

○本間育成支援係長

それでは資料 6 をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、国の専門委員会の第 3 回までの概要についてまとめたものでございます。繰り返しになってしまうんですけども、昨年 8 月の子ども・子育て関連 3 法の成立によりまして、放課後児童クラブの設備、運営について、厚生労働省の定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めるというふうになりました。この基準の内容について検討するため、厚生労働省のほうの

諮問機関であります社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置されております。ちょっと 2 枚目をめくっていただくとスケジュールがこのとおり開催されるというところで、これまでのところ 5 月から 4 回開催されております。また 1 枚目の表をご覧いただきたいと思います。概要につきましては、子ども・子育て会議の第 4 回の基準検討部会において、専門委員会から報告された資料です。国のほうでは子ども・子育て会議の中で基準検討会というものを設けておりまして、それを切り離したかたちで放課後児童クラブにつきましては社会保障審議会の児童部会専門委員会が設置されています。ということで、専門委員会が、国の子ども・子育て会議の部会のほうに報告した資料ということで、非常に分かりづらくなっていますが、その際に使用された資料でございます。表の項目の (1) ということで、基準の範囲・方向性について記載されているところです。「子ども・子育て新システム基本制度」におきまして、放課後児童クラブについて職員の資格とか員数、施設、こういったものについて国が選定する事項というふうに明示されたところです。その内容と、平成 19 年に厚生労働省から示されました、放課後児童クラブのガイドラインの内容、それらを踏まえて検討していくということが確認されたところです。また奨励基準というのはすべて定めるというのではなく、通知とかガイドラインで定めるべきものがあるということで議論が進められていくというふうに聞いております。

(2) の具体的な基準の内容につきましては、①の従うべき基準ということで、こちらについては国の示す基準、職員の資格ですとか職員の員数、こちらについては国の基準に従うべきということで示されております。②の参酌すべき基準というものがございます。施設・設備、開所日数、開所時間とありますけれども、こちらにつきましては国の示す基準、こちらをそのまま当てはめるのではなくて、地域の実情、ニーズ調査、そういったものを踏まえて、参酌したうえで定める基準というふうにされております。2 枚目を見ていただきまして、参酌すべき基準のところではその他の基準ということで、例えば安全対策・緊急時の対応とか、そういったものもその他の基準ということで検討材料になります。その他の論点ということで、国のほうでも利用手続きとかそういったところ、あと放課後児童クラブと文科省の所管しています放課後子ども教室との連携した取り組み、そういったものを配慮すべきではないかと、そういったようなことも論点として議論されているというようなところです。3 枚目以降につきましては専門委員会の資料のうち、論点を抜粋したもので公開されている資料でございます。今週月曜日、9 月 30 日に第 4 回目の専門委員会が開催されたわけですが、その際に関係 2 団体からヒアリングを行っております。2 団体につきましては、全国学童保育連絡協議会、あと社団法人児童健全育成推進団体の。

○植木部会長

財団法人。

○本間育成支援係長

財団法人、そうですね。失礼しました。財団法人児童健全育成推進。そうですね、申し

訳ありません。第 4 回目までの議論では、放課後児童クラブの本来あるべき姿として、平成 19 年度のガイドラインを後戻りさせないという意見が出されております。その一方で、主な自治体の委員から、施設・整備の問題でありますとか、有資格者の確保とか、そういった苦慮されている現状に基づいて意見が出されておりました。それらを今後どのように折り合いをつけていくのか、そういったことの議論を踏まえまして、省令の素案がある程度、第 5 回目の専門委員会で示されるのではないかとというふうに見ております。先ほども申しあげましたけれども、第 5 回目の専門委員会が 10 月 23 日に開催予定されておりますので、11 月に開催予定のほうも部会でその内容について報告できるのではないかとというふうに考えております。以上簡単でありますけれども、資料の説明は以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。従うべき基準と参酌すべき基準と、大きく二つの基準がこの社会保障審議会の内容からわれわれに示されるんだということですよ。これに基づいて議論しなければいけないんですけれども、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度その従うべき基準の取り扱いと、参酌すべき基準の取り扱い、もう 1 回説明をしていただけますか。

例えば従うべき基準というのは、なんていうのか、そのとおりにしなければいけないというよりは、その基準よりも上回らなければいけないという考え方になるわけですよ。

○本間育成支援係長

そうですね。

○植木部会長

そうですね。参酌すべき基準のほうは、それを下回るかもしれないし上回るかもしれないけれども、これを基に地域の実情に応じて条例で反映させなさいと、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○本間育成支援係長

そのようにわれわれも説明させていただきます。

○植木部会長

そうですか。その辺りのわれわれの議論の進め方の基準となるようなことを、もう一度整理をしていただいて次回以降冒頭のところで示していただけると、私たちも議論がしやすいかなというふうに思うのが一点と、それから二点目は、現状の児童福祉法の規定、それから現状の平成 19 年の放課後児童クラブガイドライン原本、こういったものを参考資料で次回付けていただけますか？ それありますか？

○本間育成支援係長

ガイドラインにつきましては資料集の中に。

○植木部会長

そうですか。資料集の中にですね。つまり、そういった現状の法律ではこの程度でありますと。そこからどの部分が注目されて、どの部分が条例としてわれわれが議論し、ある

いは改定していかなければいけないかと、明確であればなおさら議論がしやすいポイントも絞りやすいので。添付資料であるということですから、これもまたじゃあ次回、もう1回現状のガイドラインを皆さんに見ていただいて、簡単にじゃあその説明なんかもあるといいかなと思います。なるべく議論が進みやすいような前提にしたいと思いますので、どうぞよろしく願い致します。その他いかがでしょうか。ご質問ございますか。

それでは、今(1)、(2)、(3)と、三つの内容について説明をいただきました。新潟市の放課後児童クラブに関する総括的な議論をこの部会ではしていかなければいけません。そういった意味で今後皆さん方から意見を伺うにあたって、現状新潟市のそうした放課後児童クラブのあり方とか内容について思うところ、あるいは普段から感じておられるところ、あるいは皆さん方の提案等、現状の時点で構いませんので、感想のようなかたちでよいかなと思いますが、お一人ずつご意見をいただきまして、そして可能ならば意見交換というかたちで進めてまいりたいというふうに思います。大変恐縮でございますけれども、先ほどの自己紹介をいただいた順番で、飯塚委員からご発言を、口火を切っていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。よろしくお願ひします。

○飯塚委員

私は西区の坂井輪小学校区の育成協議会の会長をもう20年近くやっているんですが、いろいろな学校と地域の行事に、ひまわりクラブがどちらかというと参加してくれません。という何か分け隔てを、ひまわりクラブのほうで仲間に入りませんよと、ひまわりクラブはひまわりクラブで独自の事業をやりますよというふうなかたちが見えるんです。地域と学校でコミュニケーション図りたいということで、私どもは十数年、夏祭りとかもちつき大会とかやってきたんですが、ひまわりクラブだけ入ってきてくれないんです。どうも地域と一体化できないという、ずっと私はそれを見ていましたけど。ひまわりクラブ独自で何か事業をやっているんです。その辺がもうちょっと地域とのコミュニケーションを、同じ学校の、同じ児童でありながら、ひまわりクラブだけ独立した事業をやっているというふうな。ずっと私それだけ心配してきたんです。何かあるんでしょうかね。

植木：なるほど。ひまわりクラブの対象が地域のすべての子どもとは限らないというのがあるかもしれないですね。いわゆる一般的に言う留守家庭児童が対象になりますと。でも本来は、とはいえ、それ以外の子どもたちもひまわりクラブに遊びに来るだろうし、ひまわりクラブから地域の子どもの家へ遊びに行くこともあるかもしれないですね。ですから、対象が一定限定されるとはいえ、その地域とのかかわりということも当然意識していかなければいけないと思いますので、その辺りもこの部会の議論になるかもしれないですね。

○山賀委員

関連していいですか。

○植木部会長

はい、どうぞ。

○山賀委員

例えば PTA の行事にひまわりクラブの子どもたちをどうするのかというのは、実は小学校の中でたまに起きるんです。例えばプールとかだと、プールは PTA の行事に担当して夏休みに支援するんですが、ひまわりクラブの子どもたちをやるときには、ひまわりの先生が来ないとできないわけですよ。そうすると PTA とひまわりがそれぞれ同じプールの中で責任分担をどうするかとか、非常にややこしい問題ができるんです。そういうものもあります。だから、何かやるときに、もしかするとものによってその子どもを連れて行ったときの責任分担はどうなんでしょうかと。これをぽんと子どもたちをやって、ひまわりのスタッフはどういうかわり方をしたらいいのかな、ひまわりの何か分担を負わなければいけないのかなとか、いろいろな兼ね合いが、例えば PTA とひまわりでもそういうことはあるようです。まあ一つの例ですけど。

○飯塚委員

私どもの校区で、毎年地域のコミュニケーションを親密にするために夏祭りをずっとやっていたんです、十数年続けて。ただその中で、PTA の方たちも含めて屋台を自前で作るんですけど、ひまわりクラブはひまわりクラブだけ独自にテントを張ってやっているんです。一緒になってくれないんです。それでどうも、私にとっては少し異質な感じがするんです。同じ学校の児童だけではないとおっしゃいましたけど、何かこうその辺でコミュニケーションが取れていないんです。ずっとです。もう十数年続けてです。

植木：森委員のところでは、上所小学校では、ある意味小学校とひまわりクラブとの関係ということになるかもしれませんが、その辺りのコンフリクトみたいなのはありませんでしょうか。

○森委員

それは多分おそらく、それぞれの学校とかひまわりクラブとの実情によって違うかとは思いますが、PTA 行事としてプールを使いますよ、プール解放しますよと言っているときは、ひまわりクラブというのは要するに PTA 中ではないんですよ。だからどうかたちで PTA のそのプール解放をするかという、それと一緒にいると思うんですが。地域開放でやるとひまわりクラブは行くところないんです。学年解放でやると行けるんです。同じ学年の子だから見てあげるよと言って、それで終わるんです。同じクラスのこだからいいよと言って終わるんですが、地域開放でやると、地域違うよと言って、結構校区外の子が多いんです。そうするとなかなかうまくいきません。前任校では、学年での PTA のプール解放に直したときにはひまわりクラブはすんなり入りました。だって同じクラスの子だし、同じ学年の子だから、きょうはお母さんたまたま来られないだけだから一緒にいましょうと言って。あとは、ふれあいスクールも土曜日にやっているんですが、その土曜日のときにどういうふうにかかわるかです。ひまわりクラブの人が連れてきて、また最後迎えに来るんです。ここにいる間はふれあいスクールの運営スタッフで見ますよ。だからどうぞ、連れてきてねと言って。だから、仕切りがちゃんとうまく行くと、結構間

題なくはできるんですが。あとその地域独自に何かをやるというときには、その地域の開放の仕方に寄るんだと思うけど、例えば上所小学校の夏祭りを、PTA 主体で教職員も入ってやりますので、そうすると関係ないんです。みんな一緒に入れられるんです。先生方も出るから面倒見るよと。だからその実施の仕方によっていくらでもそれは何とかなるものかなとは思っています。

○山賀委員

ちょっと質問がこれに関連してあるんですけどもいいですか。例えば同じひまわりクラブでも、今みたいに他の校区の子どもが複数利用していますと。簡単に言いますと、学校はこっちの学校にやっているんだけど、家から一番近いのはこのひまわりクラブですと言って、そこには複数の学校の子どもが籍を置いているということはあるんですか。1学校1ひまわりクラブですか。

○森委員

基本的に。

○堀内こども未来課長

原則はそうです。

○森委員

この学校に来ている子がひまわりクラブに入っているんです。だから新潟小学校は大畑ひまわりクラブへ山ほど入っています。ねえ。

○堀内こども未来課長

そうです。

○森委員

校区外から来ていて、大畑のひまわりクラブに山ほど入っています。校区外の子どもたちも。

○堀内こども未来課長

大畑はちょっと特殊です。

○山賀委員

特殊なのはあっても。

○堀内こども未来課長

新潟小学校とそれと附属小学校です。

○山賀委員

附属もあります。それはレアなケースとしてあっても、原則は大体一つの学校に対して一つのクラブと。

○堀内こども未来課長

やはり小学校区で子どもたちが歩いて、学校が終わったらひまわりクラブに行っておうちに帰るという、やはりそれが一つのクラブになりますよね。

○山賀委員

あともう一つ聞いてみたのは、いわゆるコミ協が、そのひまわりクラブ一つについてコミ協が一つなのかどうなのかによっても、地域とのかかわりはだいぶ変わるのかなというふうに今感じています。あと、ここにあるこの資料のところですが、私が聞き漏らしたらもう1回すみません、教えてください。80クラブで102施設といます。要は80施設ではなくて102施設というのは、1クラブで複数の会場があるということなんです、具体的にどんな。

○本間育成支援係長

在籍児童数が多いクラブについて、ガイドラインの説明は少し不足をしていたんですけども、人数についてはおおむね40人以上が一クラブに望ましいと言われていまして、最大70人くらいまでだろうというふうなことがガイドラインで示されております。新潟市においても70人を超えるクラブについては施設を分割して、そういったものの解消に努めて行こうというふうに考えておまして、利用児童の多いクラブにつきましては二つに分割しています。多いところでは三つ施設があるクラブもあります。そういった意味で80クラブイコール80施設ではなくて、80クラブで102施設だということです。

○山賀委員

それは例えば同じ敷地内ですか。それとも近くに借りるという。

○本間育成支援係長

学校の敷地内に二つのクラブのものもありますし、学校内の空き教室に一つ、あと外に建物が一つと、そういったようにその施設の状況によってそれぞれ分かれています。

○堀内こども未来課長

今この資料集の中にも。

○植木部会長

7ページ見ると分かりますね。

○堀内こども未来課長

一覧表があるんですけども、一覧表の中に施設の形態が載っております。見ていただくと、例えば上からいって大形なんか見ていただくと、大形①、②、③と、ここは人数が多くて三つ作っています。それぞれ形態が、借地内専用施設が二つ、それからもう一つは小学校敷地内専用施設です。その学校の土地の中の一つというのがございますし、見ていただくと小学校の空き教室ですとか、いろいろな形態がありますので、そのクラブによって本当にいろいろと、土地のあるところ、ないところ、教室が使えるところ、使えないところ、いっぱいありますけれども、それぞれの学校によって事情が違いますので、クラブの状況も変わってきます。

○山賀委員

ありがとうございました。

○植木部会長

つまり複数の児童クラブにわたる場合は、例えば地域が広いから三つ置くとかそういう

発想ではないということなんです。つまり地域性によるのではなくて、あくまでも放課後児童クラブガイドラインで、71人以上の場合は大規模クラブだから、それは分割が望ましいというふうに書いてあるわけです。それに従って大規模クラブを分割すると二つになるという発想で複数になるという現状だということです。その辺りの確認というのは重要な部分ですね、確かに。ありがとうございました。大竹委員、お願い致します。

○大竹委員

私たち民生児童委員は、地域の見守り役ということで、地域で生活する子どもたちが健全に育つように、ことがあればお手伝いをするというような立場の人です。最初にこの資料を送っていただいたときに、目にしたのを見て感じたのは、飯塚先生がおっしゃったように、同じような感じなんですけれども、ますます地域に子どもの姿が見えなくなるなという思いがしました。行事だけではなくて日常、常の場合でも、今本当に低学年の子ども、これは利用者が使う施設ですので、全部の児童がというわけではないんですけれども、やはりあれば使わせていたいというような親御さんが多いですね。そうすると、これが今までは低学年だったんですが、高学年までそういう利用ができるということになれば、今まではそういう利用ができない4年生くらいになると、お友達のおうちにちょっとお願いしますねというような声掛けで、隣近所互助の気持ちが地域にあったわけなんですけれども、それもお願いしなくても事足りるというようなことが出てくるわけです。それが今の地域行事ということで言われていましたけれども、土曜日の育成会の事業ですとか、そういったところがなかなか、横越は特に合併する前から子育て支援センター機能があって、地域地域にそういうことをやっていたんですけれども、それが成り立たなくなってきました、参加者が本当にいなくなってきたのでどうしましょうかというようなところまで来ている状況です。児童数が少なくなってきたということもあるんですけれども、それにちょっと拍車がかかってしまうのかなということが一つと、そういう地域の人たちが子どもと触れ合う機会として、ふれあいセンターなんかの事業に協力するというようなことがあったんですけれども、一つ一つ私も詳しくは分からないんですけれども、そういうところに地域の人たちが手助けできます。でも放課後児童クラブとなると、やはり資格者がということになれば、なかなか協力なんかができにくいかなということです。ですからふれあいスクールはぼんやりであっても地域の人たちに見えてきているものがあるし、かかわる部分もあるんですけれども、本当にひまわりクラブというふうになると地域の人には全く縁のない施設というようなことで、今はあるので、そこを何とか地域とつながっていくような工夫ができたらいいなというふうに思いました。

○飯塚委員：よろしいですか。私の学校区では毎年、地域ふれあいもちつき大会ということで、小中学校のPTA、それから育成協議会の主催でやっているんですが、ひまわりクラブの子どもたちは遠くで眺めていて入ってこないんです。それは保護者の考えなのか、一緒になってもちついて一緒に食べてもらいたいと思うんですけど、学校の何か仕切りがあって、ひまわりクラブはありましたでしょうか。遠くから見ているんですね。来い来いと

言っても来ないんです。だからひまわりクラブの保護者の方が壁を作ってしまったんじゃないかと。私たちは地域の代表ですから、できるだけそういう、同じ子どもたちですから、おじいちゃんもおばあちゃんも年 1 回のふれあいもちつき大会で交流図りたいですけど、ひまわりクラブの子どもたちだけ遠くでこうやって見ているんです。かわいそうなんです。来いと言っても来ないんです。

○山賀委員

市社協さんに聞かないと分からないですね。運営的な問題で、もしかして市社協さんの一つの方針があるのかもしれませんが。どうなのでしょう。

○飯塚委員

それと私のところは最近中国からの留学生とか、ベトナムからの留学生なんかも呼んで、本当に子どもたちと小さな国際交流を図っているんですけど、ひまわりクラブの子どもたちが入ってくれないんで、何とかおいでと言っても遠くで眺めていて入ってくれないし、何とかその壁を取っ払ってあげたいんですけど、同じ子どもたちですから。

○植木部会長

二つほど提案なんですけど、一つは今、山賀先生のコメントで気が付きましたけれども、大多数を占めるひまわりクラブの、何か職員の業務指針みたいなものがあって、何かそれに窮屈に縛られていやしないか、それで地域とのかかわりを、ある意味意識的に制限してはいないかという疑念がわいてきます。ですから何かそういった内部資料なのか分かりませんが、自治体の基準うんぬんということの前に、実際にひまわりクラブの職員が使っているその業務指針のようなものがあれば、参考資料として可能ならば、次回の委員会のご報告いただけると参考になるかなという感じがするのが一点です。それからもう一点は、ふれあいスクールさんとひまわりクラブさんを一緒にやっているところ、つまりそれを連携してやっているところが、体育館なんかは本当にひまわりクラブなのか地域の全児童対策なのかがもう分からないくらいに活発に、子どもたちは動いて遊んでいますね。そこで、それこそこれは山岸委員に聞かなければいけないところですけども、そういったひまわりクラブの子どもたちがふれあいスクールのような、地域のすべての子どもたちを対象にするような事業と連携したときの動きとか、あるいは今お聞きになっているような何か制限とか限界のようなもの、こういったものが解消されているとか、何かその辺りのご感想というのはございますか。地域教育コーディネーターのお立場から。

○山岸委員

私たち西内野小学校では、学校のすぐ前にひまわりクラブがあるものですから、平日の場合は学校から一度も帰宅せずそのままふれあいスクールに来ます。ひまわりクラブの子どもたちも結構たくさん来ますので、一緒に西内野小学校の子どもたちとして私たちも面倒見ていますし、一緒に遊んでいます。ただ、土曜日に関しては、今特に連携ができておりませんが、ひまわりクラブの子どもさんたちはひまわりクラブに行く、ふれあいスクールの子もたちは、参加したい子どもたちは会場になっている体育館へ来るというかたち

ですので、この辺を解消したいねということは今、学校のほうや運営主任のほうと話し合っているところなんですけれども、来年度からは西内野小学校も非常にひまわりクラブが大勢になっていまして、すごい数なんです。なので第2ひまわりクラブができるにあたって、体育館のわきですので、これをきっかけとしてちょっとうまい連携を取りながら、少しでも広いところで子どもたちを健全育成の部分であっても引き受けたいなと思っています。なのでこれからちょっとひまわりクラブの主任さんたちともお話し合いながら、一緒に子どもたちを遊ばせていけるといいなと思っているんですが、なんせひまわりクラブの今、西内野小学校の現状は、ただただその場にいてもらうということが多いんです。行事ができない状態です。窮屈な状態で、動的な遊びは全くできません。それで本当に子どもたちにとっていいのかなとすごく疑問でした。なので、週に1回、2でもいいから、少しでも広いところで遊ばせたり、それからふれあいスクールの目的というものが、そういった異年齢とか、それから地域の人とかかわるという部分ですので、そこへ来ていろいろな体験をしてまた家庭に戻ってってもらいたいなと思います。少し話はずれますが、先ほど夜のニーズというお話がありましたが、実際保護者がどうして夜のニーズがほしいのか、ちょっと私は詳しく知りたいなと思っています。家庭に帰って、家庭の教育力の時間も絶対必要ですし、家庭の愛情が根本ですので、ある意味ちょっと保護者が楽だからとか、仕事の都合もあるかもしれませんが、何とか工夫してできるのであれば、保護者と一緒にいる時間を少しでも長くしたほうがいいのではないかなと思っていますし、その辺を、家庭がしっかりしたうえで地域や学校が成り立つと思っていますので、子どもたちに愛情のある一番の家庭を、少しおろそかにするようなこういった方向性が疑問なので、夜遅くまで預かるということに関しては少し慎重にならなければいけないかなというのは個人的な意見です。少し話はずれましたけれども。

○植木部会長

分かりました。ひまわりクラブというか放課後児童クラブと、それからすべての子どもを対象にするふれあいスクールのような事業、これは厚生労働省では一体化するのではなくて、二つそれぞれ存在を認め合って連携をなささいという方針です。ですから、学童保育をすべての子どもを対象とする全児童対策に一本化するというのは、これは現実的にはあり得ないことであって、それは議論の対象外ということになります。ただ両者の連携から、ひまわりクラブを地域に返していくとか開放していくとか、そういった可能性はあるかもしれないですね。そこにまた山岸委員のような地域教育コーディネーターがかかわるというのは重要なことだと思いますので、これも議論することや知りたいことはいっぱいあるんですが、次回の会議のときに少し、ふれあいスクールとひまわりクラブの連携の現状みたいところを少し解説いただくとまた少し分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願い致します。

○飯塚委員

よろしいですか。私の立場が地元の地域協議会の会長ということで、ひまわりクラブの児童であろうが、そこに入っていない児童だろうが、私は差別したくないんです。僕はもう子ども大好きで、20年も地域の会長ということでやっているんですけど、なんか向こうのほうで壁を作っているみたいな気がするんです。おいでと言っても入ってこないです。何か一緒にコミュニケーション図ってあげたいなと思っているんですけど。その辺どうなんでしょうね。

○植木部会長

それもまたこの部会で検討していきましょう、ぜひ。

○飯塚委員

はい。

○植木部会長

またご助言ください。ありがとうございます。それでは森委員、お願い致します。

○森委員

今話が一番出ているのは、小学校6年生まで実際に対象児童が広がった場合どうなるんだろうねという話だけはみんながしています。今いる子どもの倍にはならないだろうけれども、1.2倍とか最大1.5倍ぐらいになるだろうなということは言い合っています。そうするとあの場所では入らないよな、どう見てもあそこでは入らないよなという、施設、設備の点です。そうすると特に大きい子どもがあそこに入った場合は、なおさら活動する場所が必要なんですよね。だから特に大きい子どもまで入ったような場合は、ふれあいスクールとの関係をより綿密にしていって、例えば土曜日、朝ちゃんとひまわりクラブへ行くというのは分かるんです。一定時間まで過ごしたら、例えば9時半から11時までにはふれあいスクールに行ってもいいよと言って、その指導員が連れてきて体を動かす時間を確保してやって戻れるですとか。そういうような運用ができないと、あの6年生があそこの中に入って騒いだら、小さい子どもはけがをするよなと、危ないよなと、しかも狭いもんねという話が出ています。ですから、一つ目、その施設、設備、今いっぱいいっぱいの学校のところの施設、設備はどうするんでしょう。外へ出て行くのはいいだろうけれども、あまり外へ出て行くと今度は、その出て行った場所が狭いとまた危ないよなと、そんな話が出ています。もう一点は緊急時の対処マニュアルとか職員の研修をする必要があるよねという話は、これは前から出ています。今の学校ではなくて前任校からこれは出ていました。職員の研修必要だよなと。子どもがけがをすると救急車呼ぶんですよね。それで学校へ着くんです。それで教師が世話をするんです。それで養護教員と一緒に乗っていったりするんです。本当は違うんです。学童保育行ってけがをされたら、SOSが来るから、SOSが来て、自分たちの学校の子どもが行っているんだからそれは当然行くんです。本当はひまわりクラブへ行ってけがをして救急車呼ばなければ駄目な事態があった場合は、その職員が対処するんだけど、学校へSOSが来て、救急車呼びましたので何とかという養護教諭を付けて、もうとにかく行ってこいと。本当はこれ対処マニュアルがあって、緊急時のた対処マ

マニュアルがあって対応の仕方が違うんですけど、そういうのはちゃんと設定してないなどということですか。

あとは、もう一つ事例があったのは、広汎性発達障がいの子がいたんですが、教室にいるときはベテランの教員が見てさまざまな約束をして何とかできます。でも、そっちへ行ったときかなり騒ぎましたと。また SOS の電話が来るんですね。それはまあ慣れてないから仕方ないところもあるんですが。対応したことないと言われると、それはじゃあ対処方法を教えたりとかさまざまな対応をしていますが、それはやはり職員の研修がそれなりに必要になるよねということ、これは前々から言っています。ですから、最近出てきた、小 6 までになったらどうするということ、前から感じている緊急時の対処マニュアルや職員の研修というのは、やはり引き続き必要だなと思っています。以上です。

○植木部会長

ありがとうございます。確かに小学校の中で児童クラブを行うということが圧倒的に多いわけであって、管轄が違うとはいえ、その両者のあり方、あるいは連携というのはこれは無視ができない部分でありますし、特に緊急時の場合は、その辺りからほころびが出てきます。当然想定範囲内ですよ。しかしこのように森委員から実際に事例をお聞きすると、そういった重大なことが起こり得るんだなということが分かります。ましてや 6 年生まで拡大すれば大規模クラブが増えるということ、これも想定されるわけであって、施設に子どもを合わせるのか、子どもの数に施設を合わせるのかで随分議論が違ってきます。この辺りも極めて重要なところになるかなというふうに思います。いくつか具体的な検討課題が見えてきたなと思っています。森委員のご意見について何かございますか。山田委員、いかがですか。保護者の立場から。

○山田委員

私が思ったのは、全然お話が違うようになってしまうんですけど、うちは夏休み 8 月の 1 カ月間行かせたんですけども、そのときにすごく利用する子が増えたみたいで、申し込みの手続き行ったときに、すごく人数が増える予定なので目が行き届かないかもしれませんがすみませんと言われて、最初に。最初に言われて、そうですかと。でも預けるしかなかったのをお願いしたんですけど、でも子どもは楽しく通ってくれたんですけど、私はちょっと仕事が遅かったの、祖父に迎えに行ってもらったら、あの部屋であれだけの人数いると何してるんだ？ と、すごい毎回言われて、迎えに行くたびにやはりすごい人数の子どもたちがいて、どういう活動をしているんだろうというのは、私もそういうのを聞いて思いましたし、夏休みとかの長期のお休みになったときの利用はすごく、どこのひまわりクラブも上がるというか増加すると思うので、そういったところの対処ということですか。あとは、私の子どもが通っている学校は亀田西小学校なんですけど、敷地外で歩いて 5 分くらいのところにひまわりクラブがあって、夏休みのプールとか、あと図書館を解放されるとき学校のまでの行き帰りは保険適用外ですというのが、ひまわりクラブのお便りで来て、そうなるへ行かせられないですよ、怖くて。あと、それが親に配られたのもありま

すし、うちの学校でのそのプールは、地区ごとの二つに分かれていて、午前の1部、午前の2部と分かれていますので、1年生だからみんな一緒にいっておいでとかいうわけにいかなくて、子どもたちの地区によって1年生でも半分くらいに分かれるか分からないんですけど、どれくらいの子が行くか私も8月しか預けてないので分からなくて、子どもにはプールがあるとか内緒でひまわりに行かせていたので、そういったところももう少し、指導員の方が付き添ってくれるんだったら安心して行かせられて、プールあるから行っておいでと送り出せるんですけど、内緒にして、普通に行っておいでとか言って、ひまわりクラブに行かせたので、そういった面でもう少し配慮がほしいなというのがありました。

○植木部会長

厚労省のガイドラインには、学校との連携は含まれているんです。ただ理念としてはあるけれども、具体的にそれが市町村レベルで行われていないという現状が、やはりいまだにあるんだなというふうなことを再確認することができますね。その辺り一つ一つ検証して、ぜひこの新潟市の立派な条例に反映して、全国に誇れるような条例ができるといいなとも思いましたけれども。そんなふうに皆さん方から具体的な事例を出していただけると議論が進みますので、ありがたいです。森委員ありがとうございました。では、山賀委員、お願いします。

○山賀委員

今おっしゃった森先生の話にちょっと関連して、結局いろいろな複数の所管する組織が同じ敷地内にあると、やはりここから先はどこの責任の所在なのかなという話になったんだと思います。さっきのけがの問題にしましても。見て見ぬ振りにはできないけれども、でも事前にお互いに協力し合うという取り決めがあるわけでもないとする、なかなかそこは誰が判断するの？ 誰が責任持って対応するの？ というところが常にあるのあかんということもあるので、やはりその辺は人数が多くなると事故やけがが多くなると思うんです。やはりそういうところの対応がもっともっとシビアになるのかなということです。あともう一点は、ここにも書いてあるように必ずしも全員が専門的な資格を持つ必要はないというような話なので、それはそれでいいと思うんですけども、先ほど言ったような発達障がいの子どもとかも、うちは障がい児の放課後支援やっておりますけれども、そういうところに通えない子どもさんがひまわりクラブに入れてもらおうとすると、さっきの例えばスタッフの配置の問題が、なかなか厳しいケースが出てくるのかなと思っています。なぜかと言うと低学年のときと高学年のときでは、成長段階によってやはり行動がだいぶ変わってくるお子さんもいらっしゃるんだと思うんですよね。そこで結構特別支援学校さんなんかは、非常にマンツーマン対応を求められるような子どもさんが増えてきているという声も聞きますので、ともすると特別支援学級の子どもさんでそのようなかたちで希望してもなかなかスタッフの対応ができないという例も出てくるのかなというのがあります。いずれにしても今回は私、この委員になるときに、この27年度から6年生まで使えるようになる見込みですというお話を伺ったときに、まず場所の問題があるよねというのは気付

きました。あと職員の確保があるし、やはり大変だよねということで、まあそのところかなと思います。職員の確保については、例えば子ども何人に指導員何人というのは簡単なんですけれども、さっき言ったように頭数でなかなかスタッフの人数は決められないんですよね。私たちの運営している事業もそうなんです、先ほど言いましたようにマンツーマンが求められる子どもについては、全く運営者が責任を持って、その与えられた委託料の中でやり繰りして職員を配置しなければいけないので、非常に負担が重いんですね。ですので、人数を増やすのはいいけれども、子どもたちの現状を見たときにもっとスタッフが要るよね、この基準じゃやれないよねという、事業者のほうが多くを負担を持ちます。底がクリアできないと、さっきお話ししたように事故やけがが、全くさっきの目が行き届かないですと、私たちも言います。非常に自己弁護なんですけど、もうあらかじめがやそういうものが起きうる状態が夏休みはありますよというのを、暗黙のうちにもう前振りしていくんですね。そうしないととも逃げ道がなくて駄目なんです。そういうことともやはりあるので、そういう言い訳に使ってはいけないのかもしれないですけども、大丈夫なのかなというのが非常に漠然とした不安の中であります。専門職を入れるのであればそれに見合ったちゃんと委託料を払わないと、じゃあ時給いくらを想定しているのか、あるいは月給いくらを想定してやるんですかと言ったときに、私たちはいつもそうなんですけど、国の基準というのは全然そういうことを考えていないんですね。例えば、社会福祉士のような専門職を1名置きなさいと言ったときに、じゃあその人の月収、あるいは年収をいくら想定して子どもの単価に振り分けているのかというのが全然見えません。子どもの単価は決まるんですけども、全くもらう側のスタッフの賃金が、世間から全然低くなってしまおうということになり手がいないとか、責任は重いのに、リスクあるのになり手がいないなんていうこともあるのかなということがありますので、その辺もちょっと気になるところです。以上です。

○植木部会長

ありがとうございます。スタッフの量的な確保の課題と、質の確保の課題、両方があるということですね。これは法律が改正される前からある課題かもしれません。従ってそれを、この機会にもう一度再確認して解決していく、あるいはアイデアをこの機会に付け加えていく、そういうタイミングなのかなというふうに思います。ちなみに職員の研修に関しては、県が児童育成指導者研修会というのをやっていますけれども、市では何か行っているんですか。あるいは社協で何か行っているんですか。その辺りの、スタッフの質の向上に関する現状の対応みたいなのはどのようになっていますか。

○本間育成支援係長

ひまわりクラブの指導員の研修につきましては、階層ごととか、社協さんのほうで研修企画を組んでやっているところですし、また年間選抜して東京のほうでやっている大きな研修会にも派遣しているようですし、あと資格のない指導員もいますので、そういった方には県が主催している児童厚生員の研修を受けて、2級の取得を進めています。そういった

ことで社協のほうも研修は積極的に行っています。

○堀内こども未来課長

エリア別ですとか、採用されて年数ごとに、階層別ですとか、いろいろな種類の研修を、本当に一覧を見るときめ細かくやっています。やはり障がいのあるお子さんを対象とした、気になる子どもの接し方とか、そういうふうな研修も中には入っております。そういうふうな指導員の研修もやってはいるのですけれども、なかなか特別支援学級の先生のようなことになると今少し、やはりその中でできるようなかたちがというふうなことになると、そういうことというのはどういうことになるのか。ひまわりクラブは市が委託しているわけですので、委託料を払っているわけですが、その中である程度の障がいのあるお子さんに対しての指導員の配置、何名分というふうなものも含まれてはいるんですが、必ずしもそれがふんだんかというところでもない状況にあることも確かです。

○植木部会長

発達障がいのお子さんに対応するような研修も含まれているというお話でした。スタッフ全員がそれに参加できるわけではないので、むらが出ていく可能性も当然ありますよね。そうすると例えば、むらのないスタッフの質の確保のための研修をしてみましたみたいな、そういったものを証明する仕組みとか、それを担保する仕組みのような、場合によると何か一定の資格を全員に義務付けるとかいうことも、議論としてはあり得ますよね。ただ一方で、放課後児童クラブの職員は、例えば保育士のように決まった資格制度というのがないんですね。ですからそこが最大の問題であって、そうすると独自でやるか、あるいは財団法人の児童健全育成推進財団という、これは児童館の職務団体ですけど、そこが出している児童厚生 2 級指導員という認定資格ですね。これは全国的な、今のところは普遍的な視覚になっていますけれども、例えばそのようなものを、県の研修がそれを付与する研修になっていますけれども、そういった一定の資格を頑張って取った人たちには、そうした質の担保が認められるとか、あるいはそれを、よく分かりませんが、仕事上の職に反映させるとか、一定の何かそういう仕組み作りの検討も必要になってくるかなというふうな気が致します。きょうはこれできませんけれども、そんなふうに感じます。

○堀内こども未来課長

今現状ですと、クラブに 2 名ずつ選任の指導員がおりますので、正規指導員というのは 200 人ぐらいいらっしゃいますね。そのかたがたというのは保育士か学校の先生の免許を持っている、あるいは児童厚生員の研修を受けた方、そういうかたがたが 200 人ですね。それはいずれか持っているということです。それから残りの臨時のかたがたが 500 人ぐらいでしたっけ？ 300 人でしたっけ？ 合わせて 500 人。300 人ぐらいいらっしゃいますけれども。

○高橋市社協地域福祉課長

500 人です、別に。

○堀内こども未来課長

別に 500 人。別に 500 人臨時の方がいますけど、その方たちの中の 3 分の 1 ぐらいやはりそういう、今の厚生員の指導は取っています。なるべくその資格を取るよというこ
とで、社会福祉協議会のほうに一生懸命になってそちらのほうに送り出す研修ということ
をやっていますので、また、無資格の人もいますけれども、かなり努力はしているという
ことですね。

○植木部会長

なるほど。正規職員と臨時職員の差みたいなのはあるかもしれないですね、今お聞きす
ると。

○堀内こども未来課長

そうですね。

○森委員

でも、臨時職員でも必要なのは必要なんですよ。学校で臨時で講師で入っている人でも、
悉皆（しっかい）で必ず研修をやってくれと行って校長会で申しあげて、新潟市教員やっ
てくれています。例えば教員になる場合は学習指導、生徒指導のいじめ不登校、それから
特別支援教育、あと服務勤務は当然なんですけど、あと一つ、新潟市、新潟県の特有の人権
教育、同和教育問題があるから必ずやってくださいと。大変なことを言っています。口を
滑らせると大変なことになるんですよと。子どもや保護者に。これは臨時職員でも関係な
いんです。しっかりやると。そうしないと駄目だと。

○植木部会長

そうですね。本当そのとおりですね。

○森委員

これは結構近いんじゃないですか。近いところあるんじゃないですか。

○植木部会長

そんな気がしますね。

○堀内こども未来課長

研修は臨時も正規も関係なくやっているというところですけど、資格で児童厚生員とい
うところまで来ると、全員取っているかというところはまだ無資格のところがあ
ります。

○植木部会長

つまり、各委員から実際のお話を聞くと、どうやらその質の差みたいなものがなくはな
いですと。それはそうした職員の研修制度に問題があるのか、あるいは資格制度に問題が
あるのか、あるいは個人の資質の問題なのか、この辺りは少し検証が必要かもしれませ
んけれども、いずれにしてもその資格制度に関して明確ではないということと、それから基
礎資格に関しても保育士、あるいは教員、あるいは児童厚生員、いろいろありますけれど
も、それが臨時職員に及んでないパターンがあるとか、そういったフォローアップしなけ
ればいけない部分ですよ。その辺りをちょっと浮き彫りにして課題にして検討してい

なければいけません。これはこういったお話を聞かないと見えてこなかったところですね。ありがとうございます。

○山賀委員

いいですか。

○植木部会長

はい、どうぞ。

○山賀委員

それで今の先生方がおっしゃったような、質を高める努力というのをするというのはもちろんなのですが、さっき申しあげたようにそれに見合うだけの委託料にしていけるかどうかというのがあるんですね。今までの従来の委託料で質だけ上げましょうと言っても、それは事業者のほうの大きな負担になる可能性もあるので、質を上げる分に、それに比例した委託料をきちんとやっていかないと、そういう人材を確保するというのはなかなか難しい面も一方ではあるのかなと思うので、先ほど言いましたように、例えば70人だったら70人のものは頭数は同じではない、質が同じではないと思うんです。やはり70人の中にもいろいろな子どもたちがいるので、やはりそういうものに対応できるようなかたちにしていかないと駄目なのではないでしょうか。あるいは20人以上であれば20人以上の規模で委託していくのであれば、20人の規模ですよという数字だけを見るのではなくて、どういう子どもたちが20人いるのかということがある程度見えるような、その構成が見えるようなかたちでの委託料の出し方というのが必要なのかなというのは感じましたけど。お願いします。

01 : 45 : 17

○飯塚委員

よろしいですか。

○植木部会長

はい、どうぞ。

○飯塚委員

私は長らく地元で自治会長もやっているのですが、放課後、子どもの居場所というがないんです、正直言いまして。うちへ帰って来てもお父さん、お母さんはお仕事で出ています。そうすると結局子どもが留守番をしているような状況が最近是非常に多くなってきました。私のところは集会場がありますので、できるだけそこを解放してあげて、勉強したり遊んだりしてあげているんですけど、放課後の子どもたちにはその地域で考えてあげないといけない時代ですね。

○植木部会長

そうですね。ありがとうございます。

○飯塚委員

だから、前から私は千葉大の●先生のいろいろな著書を読んだりなんかして、やはり地域の子どもは地域で育てるというふうな、やはり地域も真剣になって子どもたちの放課後

のことを考えてあげなければいけない時代になってきていますね。本当にどこの自治会でも高齢化が進んでいますので、もう子どもも孫もないよと、関係性がないよという時代ではないという時代ではないので、元気な年寄りも一緒になって地域で子育てを助けるというような気持ちになっていかないとこれからいけないと思います。

○植木部会長

そうですね、そのとおりだと思います。そのために地域のつなぎ役である山岸委員、いかがでしょう。

○山岸委員

そうですね。ひまわりクラブとふれあいスクールの大きな違いというのがまさにそこだと思うんですが、ひまわりクラブさんは資格のある方、経験のある先生方が見ていく、ふれあいスクールというのは基本的にはやはり保護者や地域の方のボランティアで成り立っていますので、その辺の地域の居場所づくりにはなっているかなという点があります。ただ学校によって、毎日開催する学校と、月に2回の学校や、ひまわりクラブすらない学校もありますので、本当に地域差がありますね。ひまわりクラブと何とか私はふれあいスクールというのがうまく連携を取って、少しでも体験といいますか、先ほども言いましたけれども、ひまわりクラブに行ったらただ時間を過ごすのではなく、今は西内野の状況ですけれども、部屋が狭い、場所がないので、本当にただただ時間を過ごすということではなくできる限りいろいろな体験をし、大事なこの小学校の時期を過ごしてもらいたいと思って連携していきたいと思っていますので、平日は本当に30人、40人の子どもたちが来ます。そしてそこからひまわりクラブへ行きます。来た子どもたちは出席というか、毎晩丸をしてひまわりクラブにファクスをするので、所在の不明な子はいないというじょうきょうになっています。それを週に2回、でも他の3日間はそのちょっと狭いお部屋で静かに親が来るのを待つしかないという状況を考えると、本当に先ほどおっしゃられたように地域でまた見守る時間帯も必要なのかなと思いますし、またふれあいスクールともどんどん連携をなるべくとって行って、できる可能性があるところからどんどん子どもたちにとっていい環境を少しでも与えてあげられるふうになるといいのではないかなとは思っています。ただ、ちょっとこれ市社協さんに質問なんですけれども、去年ふれあいスクールの運営委員会に西内野のひまわりクラブの先生方を二人お招きしたんですが、上の意向で一人でいいという話だったということでお一人代表の方が来られたんです。できればそういうときも積極的に、時間外でもありますが参加していただいて、共通理解とか学校の現状やふれあいスクールの現状を見て、お互いにまた話し合っていく場を、年に1回しかないので、来ていただけたらよかったなんていうふうに思います。なので、先ほどの財源の問題もありますが、そういったときにお金が発生しているかどうか分かりませんが、できればそういった時間にもお金を出していただいて、情報交換の有意義な時間にしていただけたらうれしいなと思っています。ふれあいスクールでも発達障がいの子もたちというところに対する対応は非常に難しいです。昨日、ちょうどふれあい推進課の運営研修会があって、

そこにはひまわりクラブの先生たちも、そして私たち運営主任や運営ボランティアも参加しての、発達障がい子どもたちへの対応ということで共通の講演会を聞きました。そういった場面もだんだん増えていますので、これから明るい兆しもあるかなと思っています。

非常に、学校の先生との連携も私たちは必要で、子どもたちをただただ預かるといっても現状一人一人違うんです。いろいろなことがあります。同じ子どもでもその日機嫌が悪いこともあれば、いろいろなことをしてくれることもありますし、また成長が楽しいこともあるんですけども、そこら辺の、地域と学校とまたひまわりクラブとという連携をより一層強める何か手立てを今後また少しずつ考えていけたらいいなと思っています。本当に子どもたちの心の発達が私は気になっています、実は。ただただいるのではなくて、家庭の時間や地域と触れ合う時間や、異学年という時間や、そういったことをいろいろたくさん経験してもらって、それこそたくさんいろいろなところで遊んだり、たくさんいろいろなけんかも起こったり仲直りしたりいろいろな経験をするという、その経験が今度は生きていく力になる時期でもあるので、大事な小学生の時期なので、ハード面も大事なんですけど、そういった心のソフト面もいい状況に、環境になっていけるような工夫をしていきたいなと、ここでまた考えていけたらいいなと思っています。

○飯塚委員

よろしいですか。

○植木部会長

はい。

○飯塚委員

あまり申しあげたくないんですが、私は実は西区の社会福祉協議会の会長をおおせつかっているんですね。

○山岸委員

そうですね。

○飯塚委員

高齢者福祉も大事だけど、まあ高齢者ははっきり言って先がないんだから、私も含めて、本当に子どもたちの育成です。これに本当、高齢者福祉以上に重点を置いてもらいたいと思います。子育てを支援するというですね。もう元気な年寄りほどんど子育てを支援するというふうな立場になってもらいたいと思います。私の孫なんかみんなもう大学卒業して社会人になっていますけど、長年子育ての経験者でずっと過去を振り返ってみますと、今のお母さんたち、お父さんたちは大変なんです、子育て。非常に難しい時期に来ています。お金も掛かります。それを地域の年寄りが支援してあげなければいけない時代なんです、はっきり申しあげて。余計なこと言いましたけど、本当今は子育てをしているお母さん、お父さんたちが一番大事な時期なんです。それを地域が支援してあげるという体制を作りたいと思います。それと学校の先生、実はうちの孫がどうしても小学校の教師になり

たいといって八王子の小学校の教員になっているんですけども、先生の職業なんて大変だからやめろと言ったことがあったんです。保護者に気を遣い、子どもたちに気を遣い、地域に気を遣いでしょう。本当に今小中学校の先生方のオーバーワーク、もう夜8時、9時に職員室の電気が消えたことがないです。もう大変な職業になりました。だからそれを、もう地域が良好な教育環境を作ってあげるといふうに、年寄りがバックアップしてあげなければいけません。痛切に感じます。余計なことを言いましたけれども。

○植木部会長

ありがとうございます。スタッフが疲弊しないような仕組みも整えていく必要がありますね。ありがとうございました。では最後になりましたが山田委員、お願い致します。

○山田委員

まず思ったんですけど、スタッフの人がすごく大変な中で、この間マラソン大会が学校であったんですけど、そこにひまわりクラブの先生方が応援にいらしていたんですね。そういうふうに学校の行事とかにかかわろうとしている人もいるということと、あと夏休みとか狭いスペースの中でいろいろな遊びとか考えてやってくれていて、動物将棋を初めてやったらしくて、面白かったとか子どもが言っていたり、あとお楽しみ会みたいなものをして、学校は今あまり写真を買ったりとかもらったりできないし、お便りでも個人情報になるのか、白黒で子どもが判別できないようなこんな行事をやりましたので、プリントで回ってくるんです。うちの子のような気がするけど、違う子にも見える。何かをしているんだらうなという状況、何をしているのかも文章を見ないと定かでないような黒塗りっぽい写真が、プリント2~3枚くらい情報をくれるくらいなんですけど、ひまわりクラブではそのお楽しみ会の写真とか、あと普段の様子をちょっと写したものを夏休みの最後の日にもらえて、こどもの状況が見えてちょっとうれしかったという、そういう配慮があったというのがすごくうれしかったです。

あとは、その対象者が1年生から6年生までになるというのを他の保護者の人と話したときに、怖いよねという話があったんです。私の子どもは1年生なので、1年生の保護者の人と話したんですけど、怖いと周りがすごく言ったんです。なんでかなと思っていたんですけど、その詳しい情報は聞かなかったんですけど、できれば1年生から3年生まで、4年生から6年生までと分けてほしいと皆さん話していて、そういった考え方もあるのかなと。そういうふうに望んでいる保護者もいるということをちょっとお伝えしたかったなと思ってお話ししました。

○山岸委員

そのことで一つなんですけれども、逆に私は混ざったほうがいいと思っていて、学校でも縦割り班活動といって6年生から1年生までを一つの班にして、掃除やら遠足やらいろいろな活動をします。異年齢が混ざることによって、例えばお兄さんやお姉さんが小さい子の面倒を見るとか、当たらないように気を付けることを覚えるとか、そういったことも非常に大事なかなと思います。異年齢が確かに怖いと思います。これから大きくなる小さい

お子さんを持つお母さんたちは、大きいお子さんたちが怖いなと思うかもしれないんですけど、そんなこともない部分と、それから卒業した中学生たちをふれあいスクールでスタッフとしてボランティアしてもらっています。同じ校区の中学校のお便りを出して、今 8 名ですけれども、少なくともいいので、また中学生の居場所にもなり、また中学生の体力でしたの子どもたちを遊んであげる、見守られた子どもたちが今度は見守る側になってボランティアをするというような、そういった異年齢の関係というのが非常に子どもたちにとってもいい影響があるので、私たちスタッフよりも若い人たちに行きます、子どもたちは。怖いのも分かりますし、ただそればかりではないというのをちょっとお伝えしたくて意見させてもらいました。

○森委員

それは、各学校で縦割り班活動というのを結構やっているんです。私の学校は 750 人くらいいるんですけど、全校 48 班で縦割り活動やるんです。縦割りで清掃もやるし縦割りで遠足もやるんです。そういうように教師会が一生懸命作って、その縦割り班を作ると、6 年生と 1 年生がとても仲よくていい関係になります。上の子が下の子が面倒を見て、下の子は上の子に上手に甘えるんです。下の小さい男の子に甘えられた 6 年生は決して悪いことしないんです。ただ、私たちが懸念しているのは、そういう班がひまわりの中でできるでしょうか。スタッフが作れるでしょうか。それが、学校で作っているのは意図的に作って意図的に活動させているのでできるんです。それがひまわりの中でそういう、例えば望ましい、要するに人数配分になるでしょうか。多分上が少ないでしょう。上が少ないでしょうというのは当然想定されるんです。だから望ましい人数配分にはなかなかなりにくいなということと、そういうような縦割り活動を上手に仕組めるようなスタッフになるかどうかというのを、話は出ました。学校ではできます。そこでは難しいんです。ふれあいスクールのようなところは学校でやっているんで、学校のつながりみたいだから結構 6 年生が 1 年生の面倒を見たり、1 年生はねえと言って甘えるんです。そうすると 6 年生は上手に相手をしてくれるんです。それがひまわりの中でできるかどうかというのは少し違うなと思ひまして。それで、本当に両方とも走り回ったら危ないよなという。

○植木部会長

たくさんのご意見ありがとうございます。どうしてもこういった会議で議論すると、子育て支援、つまり子育てをする親御さんにとって都合のいい条件は何かというふうに誘導されがちなんですけれども、きょうのご意見を聞いていまして、そうではなくて子ども支援、つまり子どもたちが放課後のそういった環境条件の中でいかに育っていくか、皆さんそこに焦点を当てて考えていらっしゃるんだなということがよく分かりました。ぜひ新潟市の条例作りも、新潟市の放課後児童クラブが、こどもの育ちにとってどうなのか、そのときに 6 年生まで広げるといえるということがどういうことなのか。あるいは敷地面積がどうなのか。職員の対応がどうなのかということも議論していけるといいなということも改めて感じました。どうもありがとうございます。議事については以上で終わりたいと思います。8

のその他・事務連絡について、事務局にお返しします。

8 その他・事務連絡

○本間育成支援係長

それでは事務連絡をさせていただきたいと思います。次回の部会につきましては11月を予定しております。きょういただいた意見をもう一度整理をして、また論点を少し増やしたり、また本日説明が不足しておりました厚労省の示したガイドラインとか、あり方懇談会とか、こういったところをもう少し丁寧に説明しながらまた議論をしていただきたいと思います。本日お配りした日程調整表のほうに、ご都合の悪い日をご記入いただければと思いますし、本日分からない場合は、後日ファクスなりメールなりでこちらのほうに返していただければと思います。事務連絡は以上でございます。

9 閉会

○植木部会長

ありがとうございました。次回以降の会議がまた楽しみになってきました。どうぞまたよろしくお願い致します。以上で本日の部会は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

（「ありがとうございました。」の声あり）

○小沢こども未来課長補佐

きょう初めて委員の皆さま、ご熱心に議論、意見交換をありがとうございました。以上をもちまして第1回目となります、放課後児童クラブ検討部会を閉会させていただきます。また次回以降よろしくお願い致します。本日は誠にありがとうございました。